

職員の懲戒処分について

市立中学校教諭による個人情報を含むUSBメモリの紛失に伴う個人情報漏えいについて、当該教諭及び管理監督者である校長の2名に対し処分を行いましたので、お知らせします。

1 被処分者及び処分内容

(1) 当事者

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
花見川区 中学校	教諭	38歳	男	減給1/10 1月

(2) 管理監督者

所属名	職名	年齢	性別	処分内容
花見川区 中学校	校長	57歳	男	文書訓告

2 処分年月日

平成31年2月26日（火）

3 事案概要

平成31年1月25日（金）に、花見川区中学校の教諭が所有するUSBメモリを、校外で拾得したとの市民からの届けがあり、当事者が同USBメモリを紛失していたことが判明した。

当該USBメモリには、個人情報である生徒指導に関する記録、前任校の修学旅行参加者の氏名及び写真が含まれていた。

個人情報をUSBメモリに保存しないこと及びUSBメモリへのロックや暗号化の処理を行うことが、「学校で保有する情報資産の取扱いに関する実施手順」に定められており、当事者がこれを怠ったことにより個人情報の漏えいにつながったものである。

また、管理監督者である校長は、当該教諭に対する情報資産の適切な管理が徹底されていなかった。

※平成31年2月14日に、事件の内容（判明経緯等）に関し、記者発表したものに対して、処分を行ったものです。